

議案第30号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間に関する条例の一部を
改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の
議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

一般職の職員の給与及び勤務形態について、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給
与改定及び柔軟な働き方が可能となる制度の整備を考慮し、所要の改正を行う。

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第226号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「とする」を「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする」に改め、同条第4項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職等給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		

70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				

	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この給料表は、特定任期付職員行政職給料表又は任期付職員行政職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 特定任期付職員行政職給料表（第3条関係）

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円

備考 この給料表は、特定任期付職員に適用する。

別表第3 任期付職員行政職給料表（第3条関係）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	162,100	221,800	238,100	263,600
2	163,200	222,700	239,700	264,700
3	164,400	223,600	241,200	265,800
4	165,500	224,500	242,600	266,900
5	166,600	225,400	243,600	267,900
6	167,700	226,300	245,100	268,900
7	168,800	227,200	246,400	269,900
8	169,900	228,100	247,600	270,900
9	170,900	228,900	248,700	271,800
10	172,300	229,800	249,700	272,700
11	173,600	230,700	250,600	273,600
12	174,900	231,500	251,500	274,500
13	176,100	231,800	252,400	275,400
14	177,600	232,600	253,300	276,300
15	179,100	233,300	254,100	277,200
16	180,700	233,900	254,900	278,100
17	181,800	234,500	255,600	279,000
18	183,200	235,200	256,700	280,000
19	184,600	235,800	257,900	281,000
20	186,000	236,300	259,000	281,900

21	187,300	236,800	260,200	282,800
22	189,600	237,300	261,400	283,300
23	191,800	237,800	262,500	284,000
24	194,000	238,400	263,600	284,700
25	196,200	238,900	264,700	285,600
26	197,900	239,400	265,800	286,600
27	199,400	239,900	266,900	287,400
28	200,900	240,400	267,900	288,200
29	202,400	240,900	268,900	289,000
30	203,800	241,400		289,700
31	205,200	241,800		290,200
32	206,600	242,300		290,600
33	208,000	242,800		291,000
34	209,300	243,300		291,200
35	210,600	243,800		291,500
36	211,900	244,300		291,700
37	213,200	244,700		292,000
38	214,400	245,200		292,200
39	215,600	245,600		292,400
40	216,700	246,000		292,700
41	217,800	246,400		292,900
42	218,900	246,800		293,200
43	219,900	247,200		293,500
44	220,900	247,600		293,800
45	221,800	248,000		294,100
46	222,700	248,500		294,400
47	223,600	248,800		294,800
48	224,500	249,100		295,100
49	225,400	249,400		295,500
50	226,300			295,700
51	227,200			295,900
52	228,100			296,200
53	228,900			296,600
54	229,800			296,800
55	230,700			297,100
56	231,500			297,500
57	231,800			297,900
58	232,600			298,100
59	233,300			298,400
60	233,900			298,800
61	234,500			299,100
62	235,200			299,300
63	235,800			299,600
64	236,300			300,000
65	236,800			300,300
66	237,300			300,500
67	237,800			300,900
68	238,400			301,300
69	238,900			301,600
70	239,400			301,800
71	239,900			302,000

72	240,400			302,300
73	240,900			302,700
74	241,400			302,900
75	241,800			303,100
76	242,300			303,400
77	242,800			303,700
78	243,300			304,100
79	243,800			304,300
80	244,300			304,600
81	244,700			304,900
82	245,200			305,200

備考 この給料表は、任期付職員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第12条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第14条の3第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、」を「第14条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第14条の4の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第14条の5 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条第5項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第17条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第20条の3中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同

条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第23条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年条例第94号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「をいう」を「(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。

以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この項において「単位時間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条に見出しとして「(週休日の振替等)」を付し、同条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中第2条及び第14条の3第2項第2号の改正規定、第14条の4の次に1条を加える改正規定並びに第21条第2項から第4項まで、第22条第2項及び第23条の改正規定 令和6年4月1日

(2) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第3条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。